

大正十三年十一月二十三日 衆議院書記官長 中村藤兵衛

衆議院書記官長 中村藤兵衛



衆議院書記官長

大正十三年十一月二十三日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 齋藤

法制局長官



外務大臣 高橋

大藏大臣 高橋

海軍大臣 高橋

文部大臣

逓信大臣 齋藤

内務大臣 高橋

陸軍大臣 高橋

司法大臣 高橋

農商務大臣 高橋

鐵道大臣 高橋

別紙文部大臣請議衆議院送付皇位班紀元
算定ニ関スル請願ノ件

ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相
當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可

濟

六十

然卜認ム

指令案

大正十三年八月十五日内閣衆議院
御皇位継紀元算定ニ関スル諸願ノ件
諸議ノ通

大正十三年十月三十日

参照

○明治五年十月十五日太政官布告第三百四十二號
今般太陽曆御頒行 神武天皇御即位ヲ以テ紀
元卜被定候ニ付其旨ヲ被爲告候爲メ來ル廿五日
御祭典被執行候事
但當日服者參 朝可憚事

法部省
文部省
官圖一

(半紙十行)

法部省文部省
四三三

拾月拾五日

本案説明者 圖書監修官 藤岡 繼平

文部省官圖一〇號

大正十三年八月十五日内閣衆議院第一三號皇位並紀元算定ニ關スル請願ノ件

國定教科書ニイフ所ノ紀元ハ明治五年十一月ノ太政官布告ニ基ヅキ、又御代數ハ專ラ宮内省ノ決定ニ準據セルモノナリ、本請願ノ旨趣ハ諒トスベキモ、遼遠ナル神代ハ年ヲ以テ數ヘガタク、隨ツテ紀元ヲ神勅煥發ノ時ニ係クルガ如キハ、不可能ノ事ニ屬ス。殊ニ神代ノ事實ハ僅カニ神話ノ中ニ存スルノミニシテ、其ノ情態モ神武天皇以後ニ明カナラザルトコロ多シ。故ニ神代ヲ人皇ノ

代ト分チ、神武天皇ヲ人皇第一代ノ君トシ
 其ノ即位ノ年ヲ以テ紀元トナスハ古來國史
 ノ用例ナリ。今ニハカニ之ヲ改メントスルハ教育
 上妥當ヲ缺クモノト信ズ。
 右閣議ヲ請フ

大正十三年十月十四日

文部大臣岡田良平



内閣總理大臣子爵加藤高明殿

衆乙三九

大正十三年十一月十三日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 加藤高明

法制局長官



外務大臣 寺内正毅	大藏大臣 高橋是清	海軍大臣 東郷平八郎	文部大臣 岡田良平	遞信大臣 青柳信子
内務大臣 大谷友右衛門	陸軍大臣 大角岑生	司法大臣 尾崎士郎	農商務大臣 高橋是清	鐵道大臣 加藤高明

別紙大藏大臣請議衆議院送付栃木縣塩谷郡
 須兩郡内ニ國立葉煙草耕作試驗場設置ノ請願ノ件
 ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相
 當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可

六十二

法制局